

2022年11月14日

オープンワーク株式会社

代表取締役社長 大澤 陽樹

問合せ先： コーポレートユニット 03-5962-7040

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「さあ、自由に生きよう 働きがいすべての人へ」というビジョンの下、転職・就職のための情報プラットフォーム「OpenWork」、及び「OpenWork」上で企業に直接応募ができる「OpenWork リクルーティング」等を運営しております。

このビジョンの下、ユーザーをはじめ、株主、クライアントなどのステークホルダーの期待にお応えし、企業価値を向上するために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識し、経営の透明性及び効率性を確保し、企業価値を高めるべく、コーポレート・ガバナンスの継続的な拡充を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リンクアンドモチベーション	2,730,000	58.8%
増井 慎二郎	1,570,000	33.8%
小倉 基弘	200,000	4.3%
川島 浩治	90,000	1.9%
小澤 博之	50,000	1.1%

支配株主（親会社を除く）名	0名
---------------	----

親会社名	株式会社リンクアンドモチベーション
親会社の上場取引所	東京 プライム市場

補足説明

大株主の状況は、2022年9月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社の株式会社リンクアンドモチベーションとの主な取引としては、当社は同社に OpenWork リクルーティングサービスの販売を行っていると共に、当社は同社の組織改善のためのエンゲージメントサーベイ「モチベーションクラウドサービス」を利用しております。

親会社の株式会社リンクアンドモチベーションとの取引の条件については、一般的な市場での条件を勘案し親会社以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しており、当社の取締役会は、親会社との取引が適切な取引条件により行われ、当社や少数株主の利益を害することはないものと判断しております。

また、株式会社リンクアンドモチベーションとの取引内容については、当社の取締役会で承認したうえ、取締役会で毎事業年度末に取引実績を報告し、継続取引の承認を行う方針としており、当社や少数株主の利益を害することのないよう、取締役会でその妥当性を監視し利益相反状況を管理しております。

当社の経営方針や事業展開などに係る意思決定にあたっては、親会社から一定の独立性を確保し当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っており、当社や少数株主の利益を害することはないと判断しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1) 関連当事者取引の内容

当社は親会社の株式会社リンクアンドモチベーションとの主な取引の他に、同社のグループ会社と以下の取引を行っております。

■OpenWork リクルーティングの販売

- ・株式会社リンク・アイ
- ・株式会社リンクエージェント
- ・株式会社モチベーションアカデミア
- ・株式会社リンクイベントプロデュース

- ・株式会社リンクコーポレートコミュニケーションズ
- ・株式会社リンク・インタラック
- ・株式会社リンクアカデミー

■グループ会社の人材紹介サービスの利用

- ・株式会社リンク・アイ
- ・株式会社リンクエージェント

■グループ会社からの出向者受け入れ

- ・株式会社リンクエージェント

上記の他、関連当事者である株式会社オンテックス、株式会社リヴァンプに OpenWork リクルーティングサービスを販売しております。クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社とは 2022 年 10 月まで同サービスの契約関係がありましたが、同社のサービス利用取引実績はなく取引額は生じておりません。本書提出日現在は取引を解消しております。

上記のグループ会社及び関連当事者の取引については、当該取引の必要性及び一般的な市場での条件を勘案し上記のグループ会社及び関連当事者以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しており、当社の取締役会は、上記のグループ会社及び関連当事者との取引が適切な取引条件により行われ、当社や少数株主の利益を害することはないものと判断しております。

また、上記のグループ会社及び関連当事者との取引内容について、当社の取締役会で承認した上、取締役会で毎事業年度末に取引実績を報告し、継続取引の承認を行う方針としており、当社や少数株主の利益を害することのないよう、取締役会でその妥当性を監視し利益相反状況を管理しております。

(2) 親会社からの独立性の確保の取り組み

当社は、2022 年 12 月の上場に向けて、親会社の承認事項・事前報告事項の撤廃等、親会社からの独立性を担保するための施策を行ってまいりました。また、当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づく独立社外取締役を 1 名、独立社外監査役を 2 名選任しております。これらにより当社として独立した事業運営を行うことができる体制を構築しておりますが、子会社上場における少数株主保護の重要性も踏まえ、今後、独立社外取締役の増員について検討を行う方針です。

(3) 親会社におけるグループ経営に関する考え方および方針

株式会社リンクアンドモチベーションにおけるグループ経営に関する考え方および方針は以下のとおりです。

①グループ経営に関する考え方および方針

親会社グループは、「私たちは、モチベーションエンジニアリングによって、組織と個人に変革の機会

を提供し、意味のあふれる社会を実現する」という企業理念のもと、心理学・行動経済学・社会システム論などを背景にした基幹技術「モチベーションエンジニアリング」を用いて、多くの企業と個人の変革をサポートしております。

親会社グループは、グループ各社の事業の拡大と同時に、各社が相互に連携し、シナジーを創出することを目指しています。そのために親会社は、各社の自主性を尊重しつつ、シナジーが適切に創出され企業価値の最大化が図られるよう、必要な役割を担うこととしております。

②上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

親会社は、上場子会社の少数株主の保護及び上場会社としての独立性確保の観点から、上場子会社独自の経営体制・方針を尊重し、経営の自主性を維持することが親会社グループの価値向上に向けて適切であると考えております。そのため、上場子会社の経営の意思決定において親会社の事前承認を不要とし、親会社グループの開示義務等に影響を与えるものに限定して報告を行う方針とし、上場子会社の意思決定を不当に拘束することがないように配慮されております。また、上場子会社の独立性を尊重し、自立的な経営を支持する中で、株式保有割合を検討することとしております。

③上場子会社を有する意義

親会社は、上場子会社が、自律的な経営を行い、株主や顧客や取引先、従業員等のステークホルダーと対話を重ねながら信頼を獲得していくことが事業の成長を導き、企業価値を向上させ、結果として親会社グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。

当社は、親会社グループの事業セグメントのうち、エンゲージメント・マッチングをコンセプトに組織と個人をつなぐ機会を提供するマッチングディビジョンに属しております。なお、マッチングディビジョンの人材紹介事業は、当社、株式会社リンク・アイ、株式会社リンクエージェントから構成されております。株式会社リンク・アイ、株式会社リンクエージェントは、ともにエージェント機能を強みとするビジネスです。プラットフォーム上でのダイレクトリクルーティングを強みとする当社とは競合関係でなく、将来に渡ってグループシナジーを創出していく関係にあります。

企業における従業員エンゲージメントの向上ニーズ及び採用ニーズが急速に拡大している中、当社の上場会社としての独立性・自主性を維持しつつも、親会社グループの一員として、親会社グループ各社と協業していくことが、親会社グループ全体の企業価値向上に資するものと考えています。

なお、当社は独立した立場で経営を行っており、上場についても当社の意思決定に委ねられておりますが、親会社としては現時点では当社の上場を維持することが望ましいと判断しています。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
若月 貴子	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若月 貴子	○	若月貴子氏が代表取締役を務めるクリスピー・クリー	企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般

	<p>ム・ドーナツ・ジャパン株式会社とは当社のOpenWork リクルーティングサービスの契約関係がありました。同社のサービス利用実績はなく取引額は生じておりません。本書提出日現在は取引を解消しております。</p>	<p>について独立した立場から助言・提言を行うと共に、経営上の意思決定や業務執行についての監督を行えると判断しております。</p> <p>また、左記のとおり、独立役員 の属性に関して該当事項がありますが、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、経営陣からの独立性を保ち経営を監視できると判断し、独立役員に指定しております。</p>
--	---	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期に1回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有や相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。また、監査役と内部監査担当者は、内部監査実施状況及び結果について随時情報交換を行う体制をとっております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 由紀子	他の会社の出身者													
平林 健吾	弁護士								△					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 由紀子	○	—	事業会社の取締役としての知見と経験を活かして助言・提言を行い、取締役の職務執行の監査を適正に行えると判断し、当社の社外監査役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、独立役員として指定しております。
平林 健吾	○	平林健吾氏との間で2020年まで法律顧問に関する取引関係がありました。また、	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、事業

	<p>同氏がパートナー弁護士を務めるシティライツ法律事務所の、同氏以外のパートナー弁護士との間に、法律顧問に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。</p>	<p>会社の取締役としての知見と経験を有していることから、このような経験をもとに、取締役の職務執行の監査を適正に行えると判断し、当社の社外監査役に選任しております。</p> <p>また、左記のとおり、独立役員 の属性に関して該当事項がありますが、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、経営陣からの独立性を保ち経営を監視できると判断し、独立役員に指定しております。</p>
--	---	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上及びコーポレート・ガバナンスの充実に対する意欲及び士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	常勤取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員への付与は、業績向上及びコーポレート・ガバナンスの充実に対する意欲及び士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しない為、報酬の個別開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

2019年3月29日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額100百万円以内（ただし、使用人給与分を含まない）、また、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内と決議しております。

取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の承認を得て代表取締役社長の一任にて決定されております。

監査役の報酬等の額については、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、監査役会にて決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートはコーポレート部門がおこなっております。

取締役会等重要会議の資料の事前配布にあたっては、事前に配布を行い、必要に応じて事前説明を行っております。

常勤監査役からは会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- a 取締役及び取締役会
当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針等に関する意思決定及び経営に関する重要事項の審議・決定を行っております。
- b 監査役会
当社の監査役会は常勤監査役1名（うち社外監査役1名）と非常勤監査役2名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。また、会計監査人や内部監査担当者と定期的に意見交換を行い、会計監査や内部監査の状況を把握し三様監査の実効性の確保に努めております。
- c 経営会議
当社は、取締役会付議事項を含む経営戦略上の重要事項について、その方向性や方針を議論するため経営会議を設置し、毎週1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。経営会議

では業務執行状況の把握や課題に対する具体的な検討を行い、重要事項を適切かつ機動的に協議しております。なお、メンバーは、常勤取締役3名、執行役員1名、常勤監査役1名、各部門長3名及び必要がある場合は経営会議メンバーの指名するもので構成されております。

d 執行役員制度

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行のために、執行役員制度を導入しており、1名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務執行を行っております。執行役員の任期は1年となっております。

e 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役により任命された内部監査担当者2名が内部監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。内部監査は「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的かつ効果的に運営されているか確認しております。

なお、自己の属する部門については別の担当者が業務監査を実施することで自己監査としない体制としております。また、内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

f リスクマネジメント委員会

当社は、全社的なリスクマネジメントを推進すべく、リスクマネジメント体制の構築とコンプライアンス活動の一元的な管理・運営を目的として、リスクマネジメント委員会を設置しており、四半期に1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

委員長はコーポレート部門所管役員が担当し、委員は常勤監査役、執行役員、コーポレート部門長、コーポレート部門法務担当者が担当しております。当社を取り巻くさまざまなリスクに対する防衛体制を強固なものとするべく、啓発活動、リスク項目の点検等を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

迅速かつ適切に経営判断ができるように上記のような企業統治の体制を採用しております。社外取締役及び社外監査役は、専門的な知識や経験に基づく助言・提言を行い、監視・監督機能の強化を図っており、業務執行における監査機能については十分に行使できる体制であり、内部監査やリスクマネジメント委員会を設置することで経営監視機能が果たされていると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日につきましては、より多くの株主が出席できる様、集中日を回避し決定する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	オンライン総会の開催を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、当社ホームページにて公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を行うことを想定しておりますが、詳細は今後検討を進める予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的にあナリスト及び機関投資家向けの説明会の開催を予定しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催は予定しておりませんが、今後の投資家層の状況に応じて開催を検討してまいります。	なし

IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIRページを設け、有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等の情報公開を予定しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート部門所管役員を責任者とし、コーポレート部門が担当する予定です。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全社会議において経営理念、経営方針、行動指針の共有を行っております。また、株主・投資家の皆様へ会社情報の適時適切な開示によって企業の社会的責任を果たすことを基本方針として定めた適時開示運用マニュアルの制定を予定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	広報・IR活動を積極的に行い、広く社会に対し当社の事業活動に関する正確な情報を適時・適切・継続的に提供することにより、各ステークホルダーから正しい理解・評価・信頼を得られるよう努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(1) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報システム管理規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。</p> <p>(2) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。</p> <p>(3) コーポレート部門所管役員は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。</p> <p>(4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状態で保存・保管する。</p> <p>2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(1) 企業の目的ならびに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)に対処できるよう、管理体制を構築する。</p> <p>(2) 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを回避・低減させる対応を取る。</p>

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(2) 取締役は当会社業務の進捗状況を適切に確認し、業務執行に関する効率化をはかる。

(3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。

(4) 各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。

(5) 効率的な職務執行のため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲および権限を明確にする。

(6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令および定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。

(2) 「取締役会規程」、「就業規則」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。

(3) 内部通報制度を構築し、法令および定款遵守の推進については、役員および社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

(4) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から要請があった場合は、必要な人員を配置する。

6. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。

7. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

8. 監査役への報告に関する体制

取締役および使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令および社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。

(2) 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役に報告する。

9. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- (2) 緊急または臨時の支出が必要となった費用の前払い、および支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。
- (3) 監査費用の支出については、効率性および適正性に留意する。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役会規程」、「内部監査規程」を制定する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
- (3) 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- (4) 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携および相互補完を図る。
- (5) 監査役は、当会社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との関係の有無

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章実行の手引き(第7版)」(2017年11月)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)」を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。

当社における方針・基準等については、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」、「反社会的勢力排除規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。これらのように、当企業集団及び全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁を基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除のための基本方針、倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況、研修活動の実施状況

社内体制としては、反社会的勢力に対する業務を所管する部署はコーポレート部門(担当取締役及び法務担当者)とし、「取引先等チェックマニュアル」を整備しております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

3. 対応統括部署及び対応マニュアルの整備とその内容

外部組織との連携に関しては、2020年8月に公益財団法人暴力団通報運動推進都民センターに加入いたしました。また、同センターの加入と合わせて当社における不当要求防止責任者（法務担当者）を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

V. その他

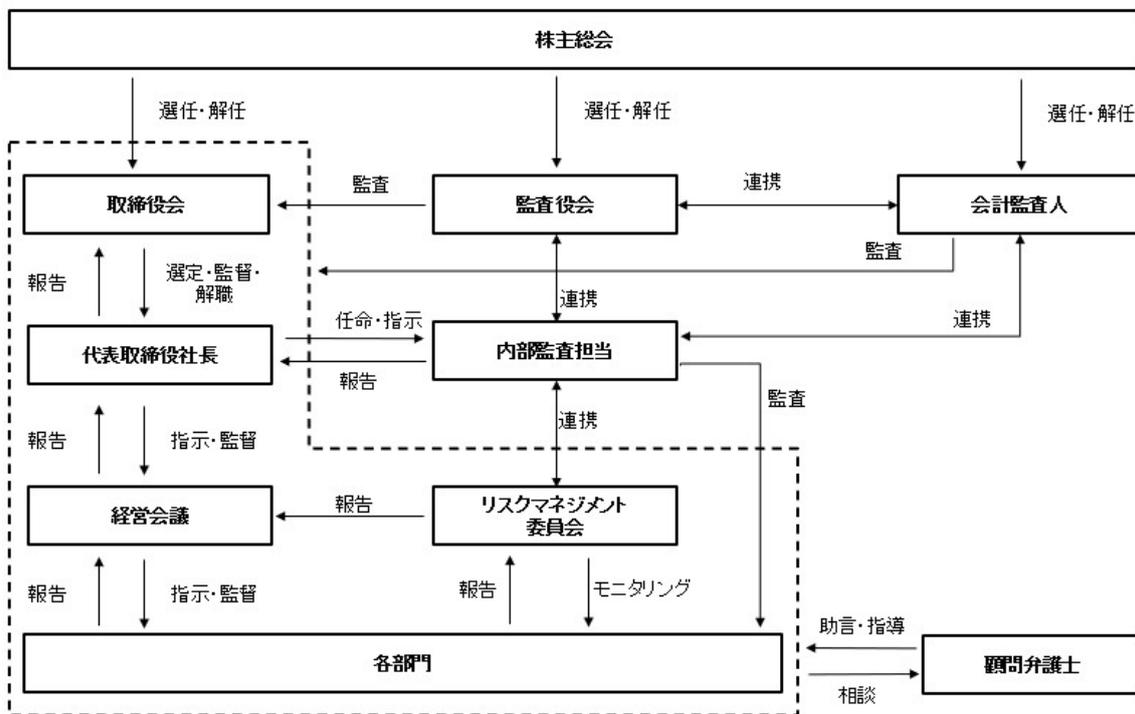
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

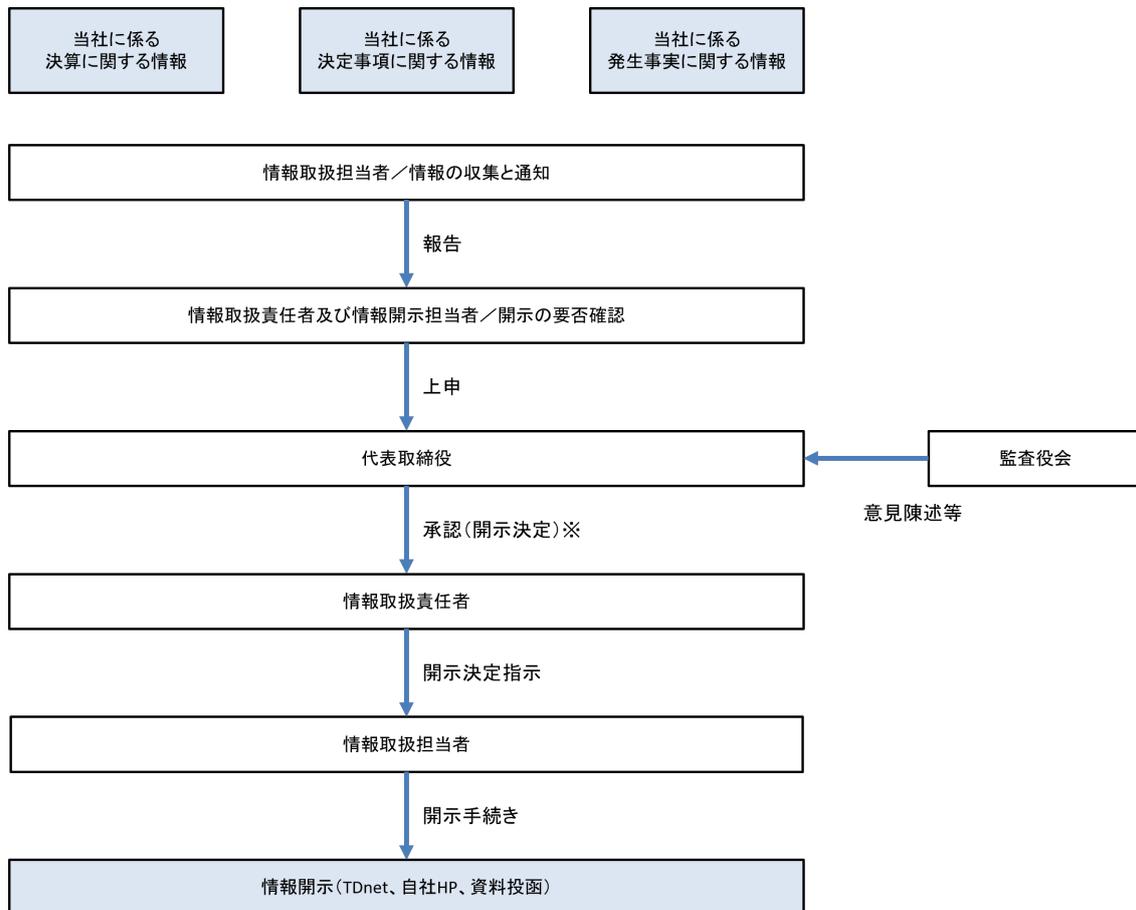
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上